

令和6（2024）年度「人権ポスター」募集要項

1 趣 旨

皆さんに日常の社会生活、家庭生活、学校生活の中で得た体験に基づくポスターを描くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目標として人権ポスターを募集する。

2 主 催

義方校区人権・同和教育推進協議会

3 募集内容

米子市人権施策基本方針 米子市人権施策推進プランをテーマとして、人権問題の解決への取組や人権尊重の重要性を訴え、人権意識の高揚を図る内容とする。

例)「部落差別」、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」など。

詳しくは、米子市人権施策推進プランを参考にしてください。

4 応募対象

- ・小学生（義方小学校4年～6年生）
- ・中学生（後藤ヶ丘中学校全学年）
- ・一般（義方校区民）

5 応募方法

(1) ア. 大きさはB3サイズまでとする。

イ. 画材は自由とする。

ウ. ポスター用名札に下記(2)の必要事項を明記し、作品の裏中央部に貼り付けること。

エ. 小・中学生は各学校へ提出。一般は義方公民館へ持参または郵送で応募すること。

(2) 必要事項

ア. 小・中学生、高校生は、学校名、学年、名前（ふりがな）

※いずれも作品作成時で明記

イ. 一般の方は、名前（ふりがな）、住所、年齢、電話及びメールアドレス。

(3) 応募点数

一人当たりポスター2点以内とする。

6 提出先及び締切日等

- (1) ・小・中学生は各学校へ
・一般は義方公民館へ

(2) 締切日

小・中学校・・・学校で定められた日
義方公民館・・・8月30日（金）

7 審 査

義方校区人権・同和教育推進協議会の代表で構成する審査役員により審査を行う。協議会（義方公民館）へ提出された作品の中から、

①小学生の部、②中学生の部、③一般 のそれぞれの区部毎に審査を行い、計6点を入選作品として選考する。審査結果は、9月末までに通知する。なお、義方小学校と後藤ヶ丘中学校の児童・生徒には、協議会の事務局から学校長へ、一般の方については直接本人へ通知する。（ただし、入選作品として選考された作者に限る。）審査結果の問い合わせには対応しない。

8 発 表

発表は、義方公民館館報「ぎほう人権だより」『福寿草』において行う。なお、発表にあたっては、作品作成時の学校名、学年、名前とする。

9 賞品贈呈

人権ポスター大賞・入選者に賞品を贈る。学校の児童・生徒については直接学校長または学校を経由して本人へ、一般の方については直接本人へ送付する。

○小学生・中学生は図書カード、一般には Quo カードを贈呈。

- ・大賞 5千円 3名 （小学生・中学生・一般の部から各1名）
- ・入賞 2千円 3名 （小学生・中学生・一般の部から各1名）

10 作品及び個人情報の取り扱い

- (1) 応募作品は、自作で未発表のものに限り、著作権は主催者に帰属するものとする
啓発品、広報誌、カレンダーその他如何なる媒体においてであっても、令和5
(2023)年度人権ポスターの結果が発表されるまでに活用された作品は、全て 発表済みとする。
- (2) 応募ポスター作品は、返却しない。入選作品については審査終了後に公民館祭に掲示
させてもらい、一部はその後も公民館に掲示させてもらう。また、義方公民館館報、
義方公民館ホームページ等に掲載する。
- (3) 応募時に記入いただいた名前等の個人情報は、審査・発表・展示・記念品送付のみに
使用する。
- (4) 入選作品の発表にあたり、匿名での発表を希望する場合は、公民館への提出時にそ
の旨を 伝えるものとする。

11 問い合わせ先及び提出先

義方公民館 ☎683-0832 米子市立町4丁目 105-23
T E L 0859-34-4371
E-mail gihoh@chukai.ne.jp